
上野原市景観計画 住民説明会



1. はじめに

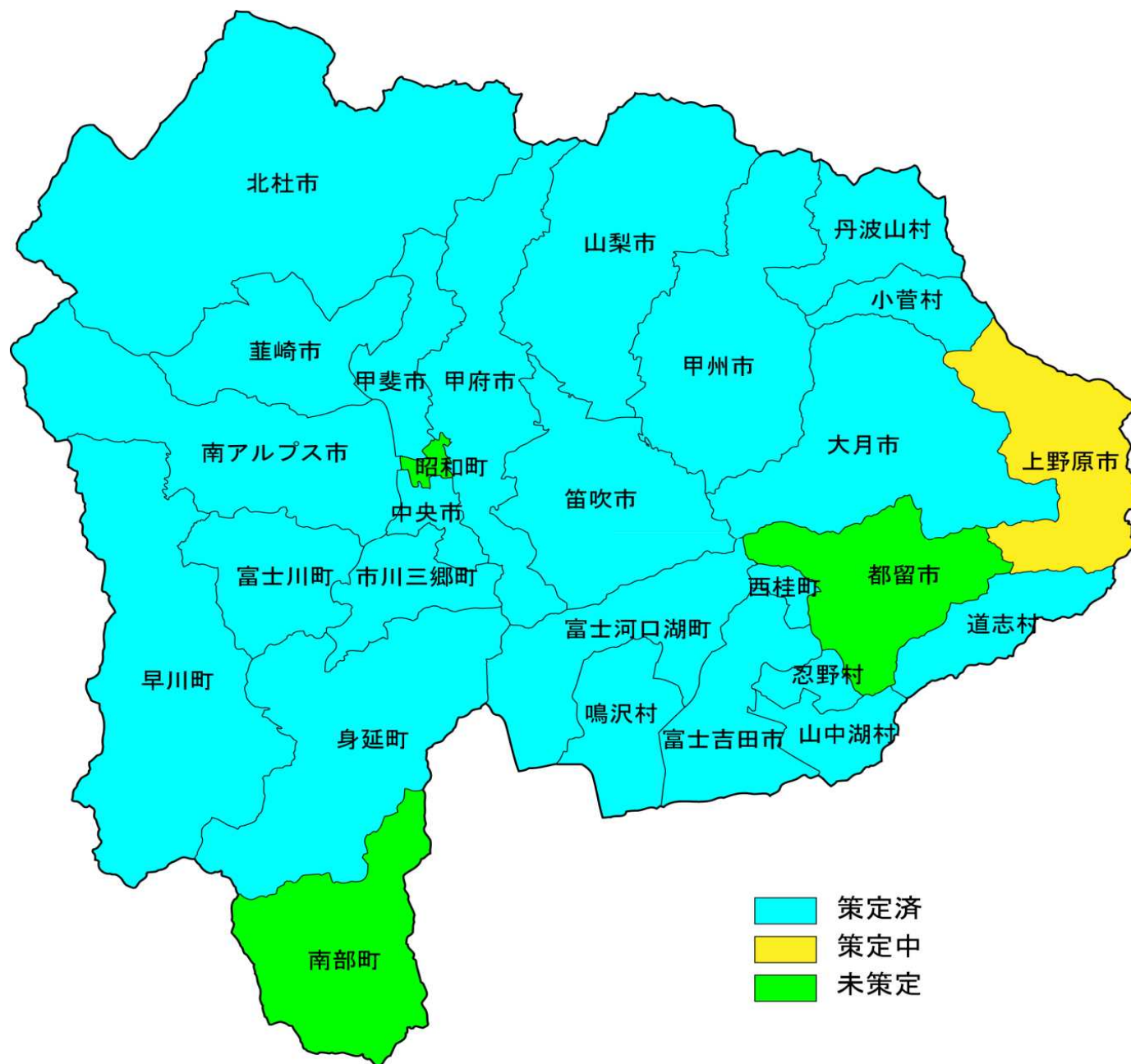
■ 景観形成に取り組む背景

- 本市の景観は、複雑で変化に富んだ地形により、奥行き感のある谷筋景観、河岸段丘の景観、多彩な表情をみせる水辺景観、特色ある里山や農山村集落景観など、多彩な景観が展開しています。また段丘上の中心市街地や工業団地などの都市的景観、甲州街道や宿場に代表される歴史文化的景観なども本市の特色をあらわす景観となっています。こうした本市の景観は、市民共有の資産ともいえるものです。
- しかしながら、近年においては、上野原市らしい固有の景観の喪失が懸念されています。そのため、これまで当たり前としてきた景観の価値を今一度見直し、貴重なまちの資産を守り、後世に引き継いでいくことが必要となっています。



■ 景観形成に取り組む背景

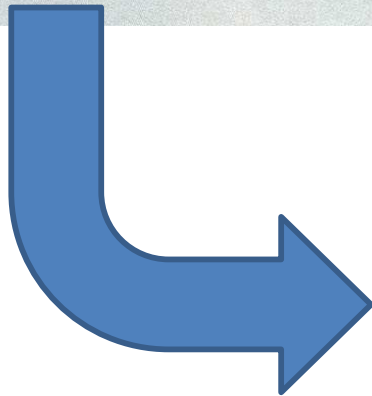
- 国においては、平成16年6月に「景観法」が制定され、山梨県では、景観法に基づき県以外に13市7町6村が景観行政団体となっており、それぞれの自治体で景観計画の策定または取り組みが進められています。
- 本市においても、平成27年2月に景観行政団体となったことを契機として、上野原市らしい景観形成に向けて、本格的な景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みを始動しました。



○県内の景観計画策定状況

■ 景観形成の取り組み事例

- 道路拡幅を契機に、地区で建物のデザインについて協定を結び良好な景観を形成しています。 → 景観計画に位置づけることにより、こうした事業を推進しやすくなります。



○ 身延町の事例

■ 景観形成の取り組み事例

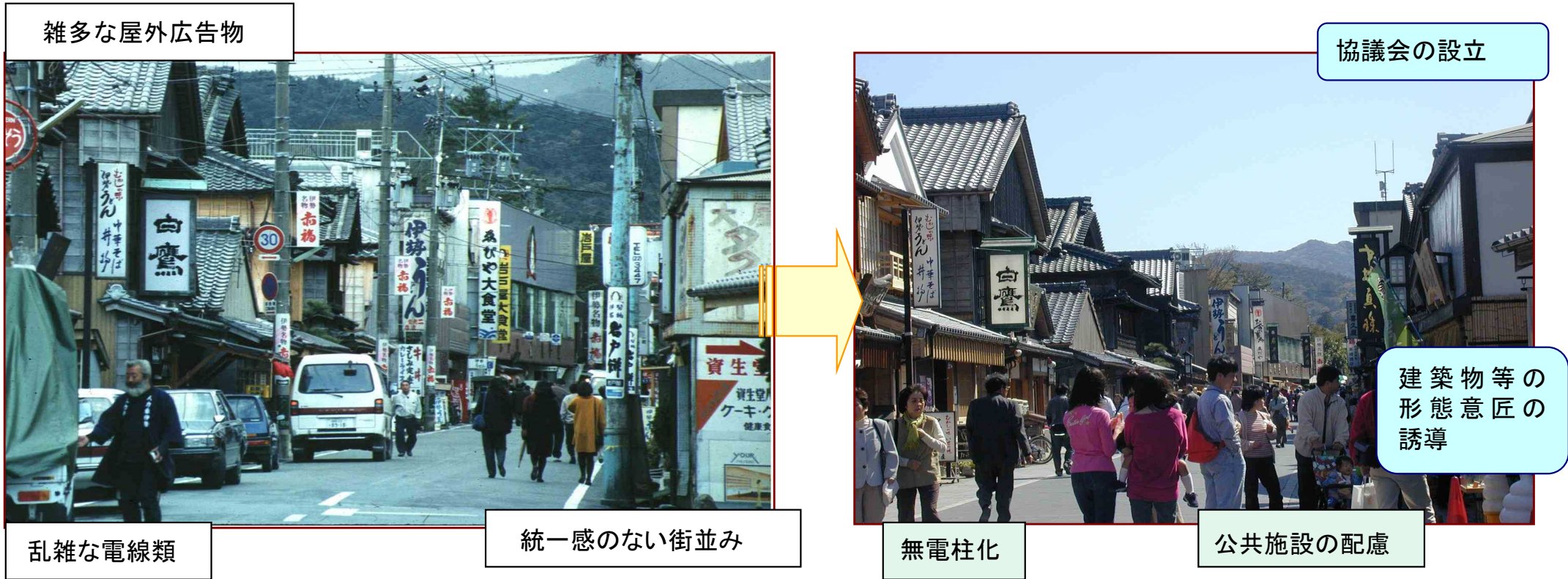
- 景観計画に定めた基準に基づき、事業者と協議を行い、地域の景観に調和した色彩としてもらっています。 → 景観計画を策定することで、こうした指導の実効性が高まります。



○ 甲州市の事例

■ 景観形成の取り組み事例

- 伊勢市では、景観形成の取り組みにより、観光客数が大幅に増加し、地域活性化につながっています。 → 景観計画に基づいて、景観形成の取り組みを地域活性化につなげることができます。



観光客数 H4 35万人 →

H14 300万人
(街並み整備とイベントとの相乗効果により
約9倍に増加)

その後 H22:おかげ横丁だけで441万人

■景観形成の取り組み事例

- 住民との協働により景観まちづくりに取り組み、官民一体となった景観形成が行われています。→ 景観計画・景観条例に基づき、住民活動への支援が行われます。

■ワークショップ



■勉強会・まち歩き

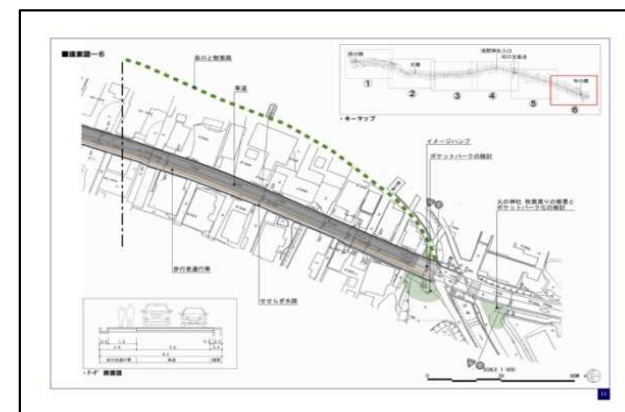


■先進地事例視察



地区の景観まちづくりに資する道路となるように

○提案書「道づくり住民プラン」の提案



○富士河口湖町の事例

■上野原市景観計画の策定経過

平成27年1月

景観市民アンケート調査の実施

平成27年5月～12月

風景づくり市民懇談会の開催（5回開催）

平成28年1月

風景づくり市民プランの提出

平成28年2月～平成29年1月

庁内検討会・策定委員会の開催（各5回開催）

平成29年3月

パブリックコメントの実施



2. 上野原市景観計画の概要

■ 「上野原市景観計画」とは

● 上野原市の景観形成に関する総合的な計画となるものです

景観計画は、景観法に基づいて上野原市が定める計画で、本市の景観形成に関する総合的な計画となるものです。本市の景観形成は、今後、この計画に基づいて進めていくこととなります。

● 広く市民の意見を反映して策定した計画です

景観計画の策定にあたっては、「上野原市風景づくり市民懇談会」の実施、景観市民アンケート調査の実施、広報やホームページによる策定経過や計画案の公表、パブリック・コメント（意見公募手続）の実施など、広く市民意見を反映しています。

● 景観形成を推進するための市民・事業者・行政等の協働の指針となる計画です

景観計画に定める内容は、本市の良好な景観形成を推進していくための市民・事業者・行政等の協働の指針（ガイドライン）となるものです。

1 景観形成の基本理念

地形に添い、暮らしに培われた風景資産を継承し、
心地よさと郷土愛を育む風景づくり

上野原市の景観は、複雑で細やかな大地の構造を基調にした自然景観の上に、永い年月をかけて先人たちが築き、育んできた暮らしや営みの風景が織り込まれているところに特徴があり、独特な「心地よさ」を感じさせるものがあります。

清流や水の風景、重層する山なみの眺望、四季に彩られた風景、甲州街道や宿場町の歴史的な風景、里山や集落の風景、そこで展開される暮らしや営みの風景などの本市固有の景観は、市民共有の財産であることを意識し、一人一人が手をたずさえて景観づくりに取り組んでいく姿そのものが、本市が描く景観の将来像です。そうした景観づくりの取り組みが、郷土愛と誇りを育むことにもつながっていくのです。

ふるさとの風景に誇りを持ち、そこに暮らす「心地よさ」を意識し、その風景の魅力を資産として磨きをかけていくことで人や地域がつながり、郷土愛が育まれる風景づくりを基本理念として掲げます。

■計画の基本的な考え方と方針

2 景観形成の目標

- 大地の構造を尊重し、豊かな自然や眺望などの風景資産を継承します
- 固有の歴史文化を顕在化して景観づくりに活かし、次代に引き継ぎます
- 奥行きある地形に寄り添う集落と里山の景観を大切に守り、活かします
- 地域の個性を活かし、交流と心地よさを育む景観を創出します
- 地域が連携した協働による景観まちづくりを進めます



■計画の基本的な考え方と方針

3 景観形成方針

■上野原市の景観形成方針の体系

(1)五感で感じる身近で 多彩な自然を守り・ 活かす

- 複雑で変化に富む大地の構造に沿う景観に配慮する
- 上野原市らしい良好な風致を維持する
- 景観の基調を成し、自然骨格を形成している森林景観を守り・活かす
- 豊かであるおいある水辺景観を守り・活かす
- 地域景観を特徴づけている自然環境を守り・育む



(2)上野原市ならではの 優れた眺望景観を魅 せる

- 山なみが重層する眺望景観を守り・活かす
- 良好な眺望場所の魅力を高める
- 眺め・楽しむ身近な眺望景観を創出する



(3)甲州街道宿場町や 先人の知恵に培われ た歴史文化を継承す る

- 甲州街道の歴史的な道筋と宿場町のたたずまいを守り・活かす
- 水との関わり・水の文化を継承する景観を活かす
- 地域に息づく歴史文化資源を顕在化し景観づくりに活かす



■計画の基本的な考え方と方針

3 景観形成方針

■上野原市の景観形成方針の体系

(4)素朴で美しいふるさとの原風景を守り・活かす

- 美しい棚田や農の景観を守り・活かす
- 地形に寄り添う素朴な集落と里山の景観を守り・活かす
- 都市と農山村交流の景観を育む



(5)地域の元気と交流を育むおもてなしの風景を創る

- 風景体験の魅力を高め、観光交流の景観を育む
- 風土と暮らしの営みに培われた郷土食の文化を活かす
- 四季を彩る花のまち・おもてなしの風景を育む
- 風景を結び、交流を育む風景回廊を創る



(6)住む人が心地よい、地域の個性を活かした暮らしの景観を育む

- 魅力あるまちの顔となる景観を創る
- 多彩な地域景観をつくっているまちなみ景観の向上を図る
- まちの玄関口となる駅やIC周辺、主要な道路の景観の魅力を高める
- 地域の景観形成を牽引する公共公益施設の景観の質を高める



■良好な景観形成のための行為の制限について

1 行為の制限に関する基本的な方針

- 上野原市らしい良好な景観形成を図るため、市域を大きく3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとの特性に応じた建築や開発行為等を行う際の守るべき事項（行為の届出と景観形成基準）を定めました。
- この守るべき事項を遵守することにより、市域全体の景観の質の底上げを図ります。



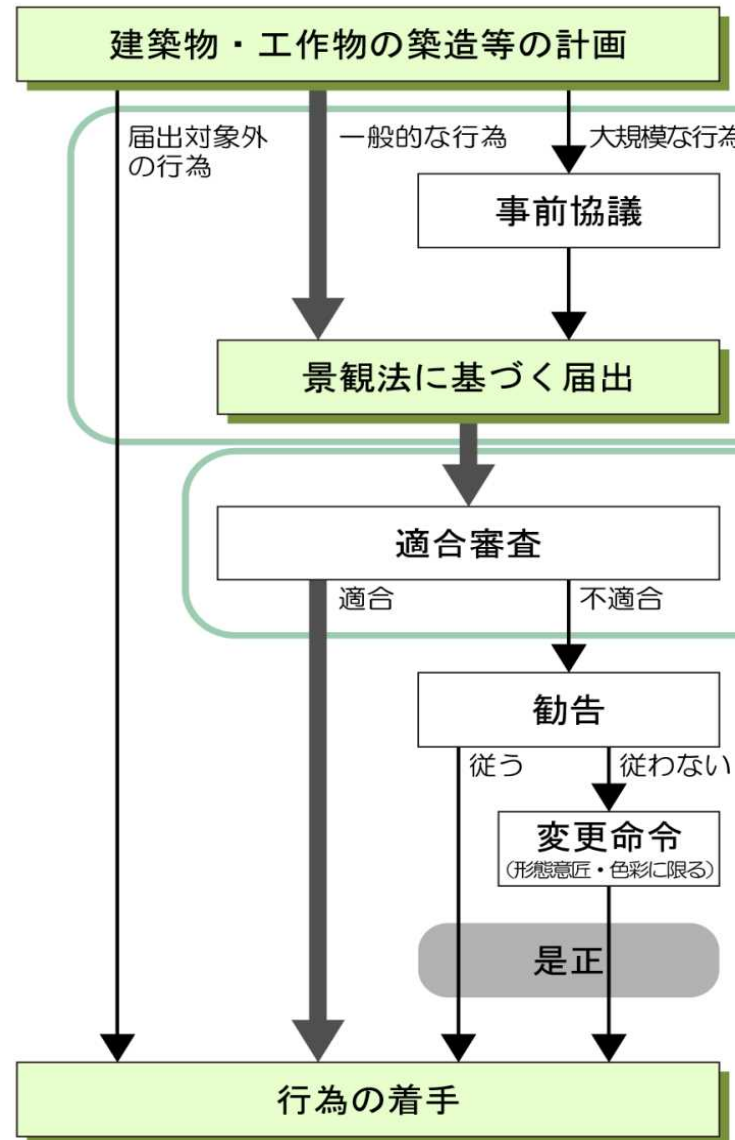
■良好な景観形成のための行為の制限について

3 行為制限のための手続き

- 建築物・工作物の築造、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為（届出対象行為という）を行う場合は、あらかじめ市に届出を行い、市が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。



<手続きの流れ>



<本計画で定める行為の制限事項>

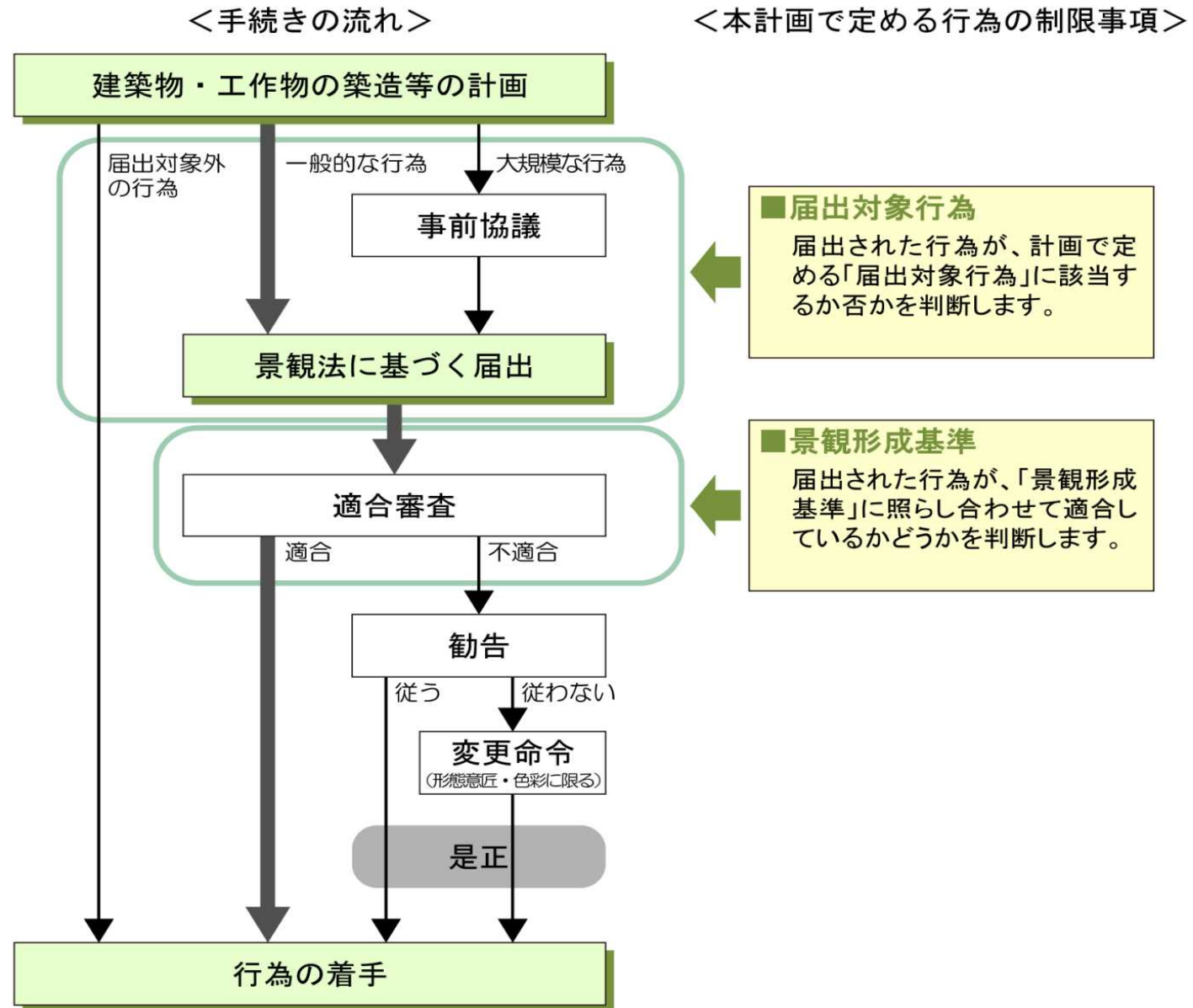
■ 届出対象行為
届出された行為が、計画で定める「届出対象行為」に該当するか否かを判断します。

■ 景観形成基準
届出された行為が、「景観形成基準」に照らし合わせて適合しているかどうかを判断します。

■良好な景観形成のための行為の制限について

3 行為制限のための手続き

- 市内において届出対象行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。また、規模の大きい建築物や工作物（大規模な行為）は、届出前に市と事前協議を行う必要があります。
- 届出に対して、市は提出された行為の内容を景観形成基準に照合し、助言や指導を行います。不適合と判断した行為については、計画の是正等を勧告し、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は変更命令を行います。



■良好な景観形成のための行為の制限について

4 3つの景観形成地域ごとの届出対象行為

■届出対象行為-1 [建築物]

行為の種類		市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ10m又は行為部分の床面積の合計が250㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）		行為部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ10m又は床面積の合計が250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの		変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの

■良好な景観形成のための行為の制限について

4 3つの景観形成地域ごとの届出対象行為

■届出対象行為-2 [工作物]

行為の種類		市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ2mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの	
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの		
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ10mを超えるもの		高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積250㎡を超えるもの		高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
		地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの		高さ5mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの

■良好な景観形成のための行為の制限について

4 3つの景観形成地域ごとの届出対象行為

■届出対象行為－3 [開発等の行為]

行為の種類		市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域
開発等の行為	土地の形質の変更 鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積1,000㎡を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ3m又は面積500㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	高さ2m又は面積300㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの		土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積300㎡を超えるもの

■景観資源等の魅力を高めるために定めること

- 風景資産を継承し、魅力的な景観形成を推進していくため、上野原市では、建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定め取り組んでいきます。

●景観法に基づいて定めるもの

①景観上重要な建造物や樹木について

景観上重要な建造物や樹木を指定し、積極的な保全と、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

②景観上重要な公共施設について

景観上重要な道路、河川、公園等の公共施設を指定し、地域のまちづくりと連携して景観に配慮した整備を推進します。

③屋外広告物の表示・設置について

屋外広告物等の表示・設置に関して一定の制限を定め、地域の景観特性に配慮した、きめ細かい規制・誘導を進めます。

④特色ある農の景観の保全・活用について

良好な農山村景観を維持・保全し、地域農業の活性化を図るため、景観に配慮した農業施策の方向を定める計画づくりを検討します。



●上野原市独自で定めるもの

①甲州街道宿場町の歴史的景観の保全・活用について

甲州街道宿場町のまちなみと周辺の歴史資産を一体的に保全・活用し、本市を代表する歴史的景観の維持・向上を図ります。

②文化的景観の保全・活用について

水の文化を象徴する景観、複雑な地形に寄り添うように分散立地する集落固有の文化やふるさとの原風景など、人々の永い営みにより創り上げられた景観を文化的景観として選定し、魅力の向上を図ります。

③眺望景観の保全・活用について

本市の地形的特性や優れた眺望景観の維持・保全と、その印象を高めるため、積極的に観光や景観まちづくりに活かします。

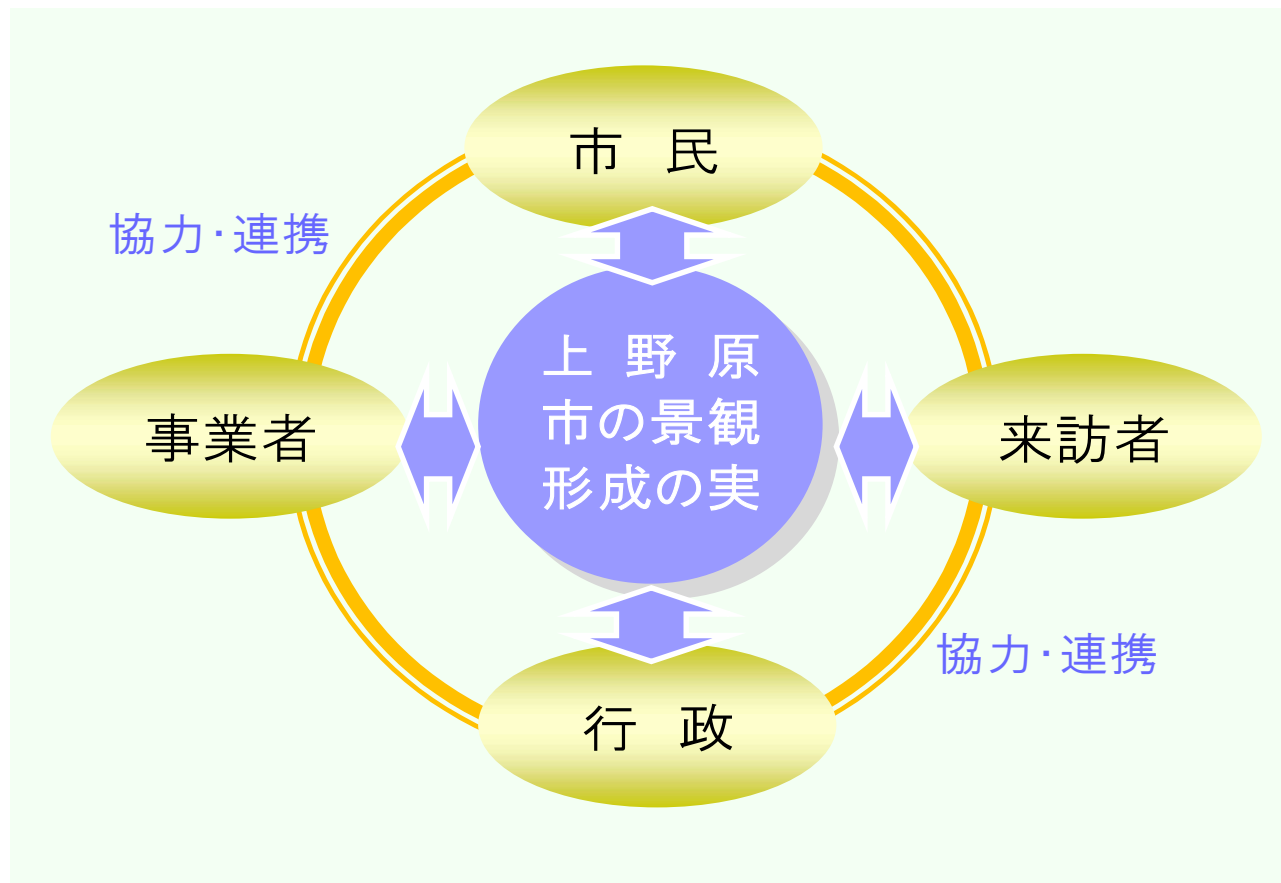
④その他の法令と併せた効果的な活用

都市計画法や文化財保護法、都市緑地法など、景観形成に関連する様々な法令の効果的な活用を検討します。

■協働による景観まちづくりの考え方

- 良好な景観づくりは、行政をはじめ、市民、事業者、観光客等の来訪者など、本市の景観形成に関わる多様な主体が、適切な役割分担と連携のもとで取り組んでいくことが不可欠です。
- そのため、市民をはじめとした各々の主体が上野原市の財産である景観の価値や魅力を再認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を理解し、多様な主体相互が連携した、協働による景観まちづくりを推進していきます。

市民、事業者、来訪者、行政など
多様な人々の協働による
景観まちづくりを推進します。

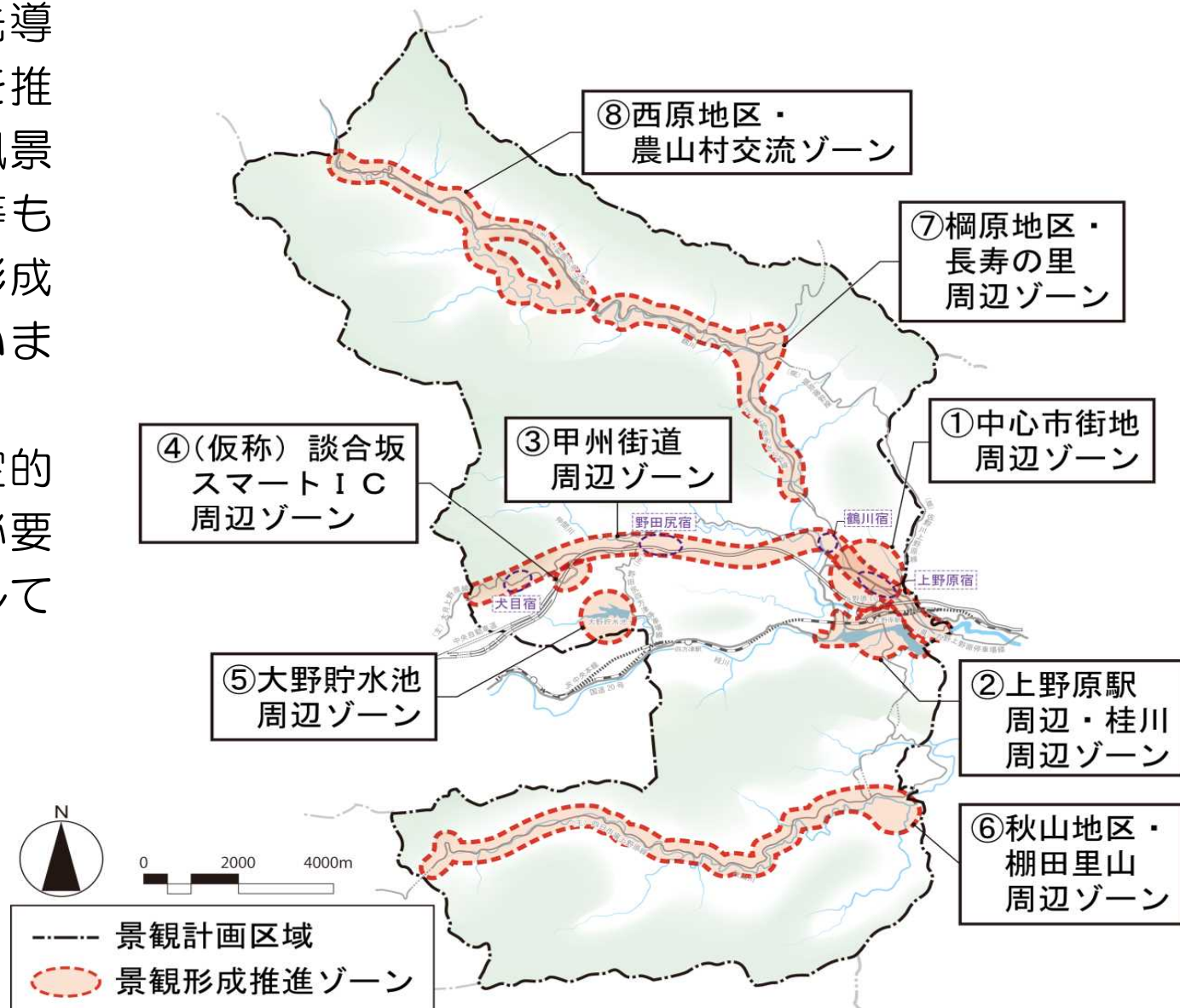


■協働による先導的な景観まちづくりの推進

1 景観形成推進ゾーンの取り組みの推進

■景観形成推進ゾーンの選定

- 上野原市景観計画では、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきところとして、風景づくり市民懇談会の提案等も踏まえ、8カ所の「景観形成推進ゾーン」を選定しています。
- 景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後、必要に応じて適宜追加を検討していきます。

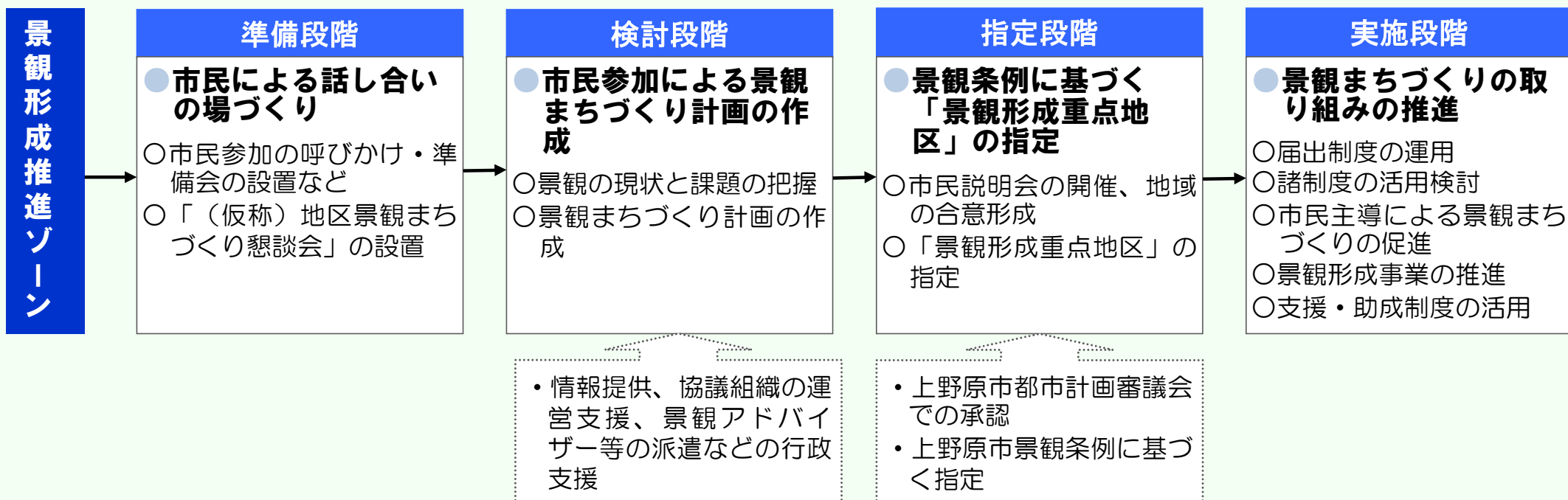


■協働による先導的な景観まちづくりの推進

1 景観形成推進ゾーンの取り組みの推進

■景観形成推進ゾーンの取り組み

- 景観形成推進ゾーンにおいては、住民の意欲の高いところや緊急性の高いところから、次に示すような手順により、具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。



■協働による先導的な景観まちづくりの推進

2 市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

■「(仮称)上野原市フットパスプロジェクト」の促進

地域の多様な活動と連携し、自然や歴史・文化、地域の暮らしに触れながら地域そのものを体感・実感する、景観を育む次の取り組みを促進します。

【主なイメージ(例)】

- ①ワークショップ等のプロジェクト検討部会、市全体の運営・調整組織の立ち上げ
- ②フットパスコースの選定とマップの作成
- ③フットパス・サインの整備
- ④フットパスツアーの開催
- ⑤おもてなしの体制づくり
- ⑥回遊ルートやフットパス拠点の整備
- ⑦運営体制の確立、関連組織との連携など

■協働による先導的な景観まちづくりの推進

2 市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

■風景づくり市民懇談会の「市民プロジェクト」の促進

プロジェクト1 上野原・風景を育む原点回帰プロジェクト

テーマ1：ポイントを絞る！資源を活かしてできるところから実現！

- ・資源＋ α で魅力の向上、風景の好循環づくりなど

テーマ2：先行的に進める“モデル”を創る！～実現する好機～

- ・上野原駅・桂川周辺、（仮称）談合坂スマートIC周辺、桐原長寿の里周辺など

プロジェクト2 上野原励ましネットワークプロジェクト

テーマ1：交流を促す仕組みづくり

- ・集まる場、「がんばり励ましネット」づくり、「表彰制度」の創設など

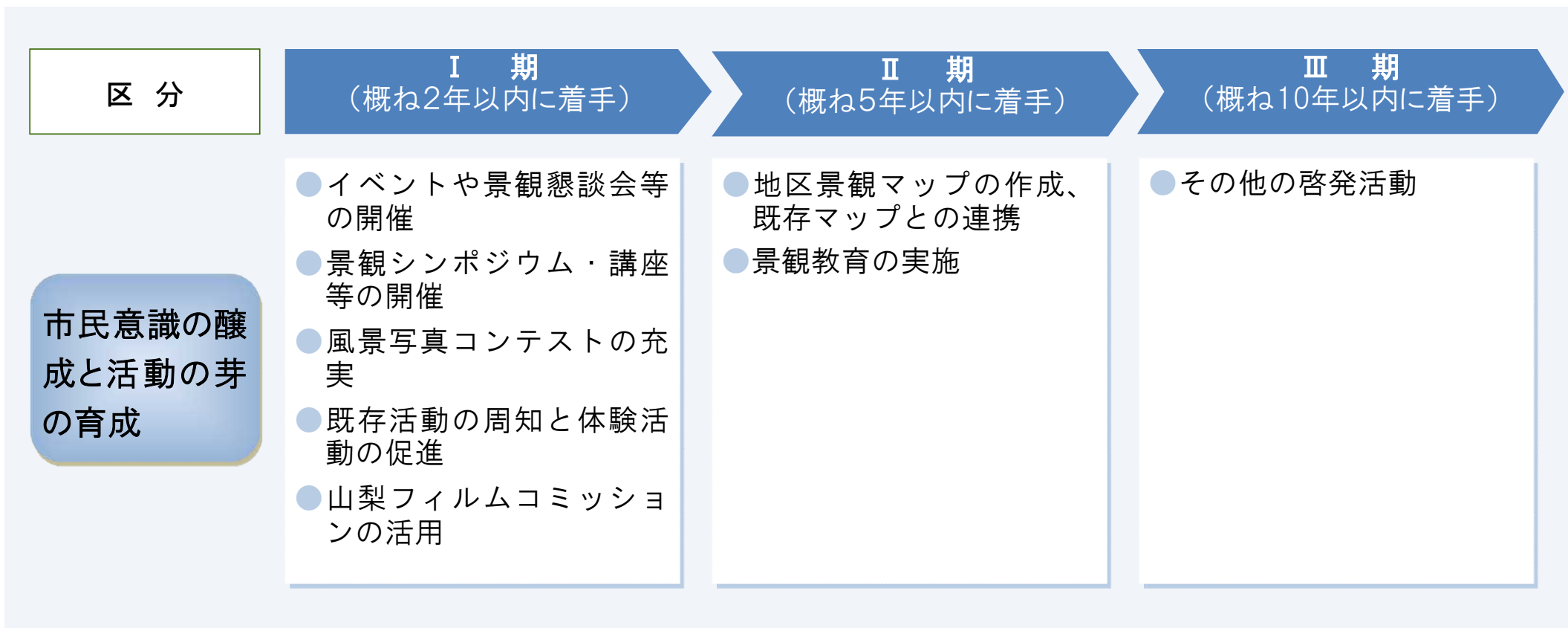
テーマ2：上野原駅周辺の整備をきっかけとした景観づくり

- ・公共空間の有効利用、案内板の設置、まちの案内人の活用など

■協働による先導的な景観まちづくりの推進

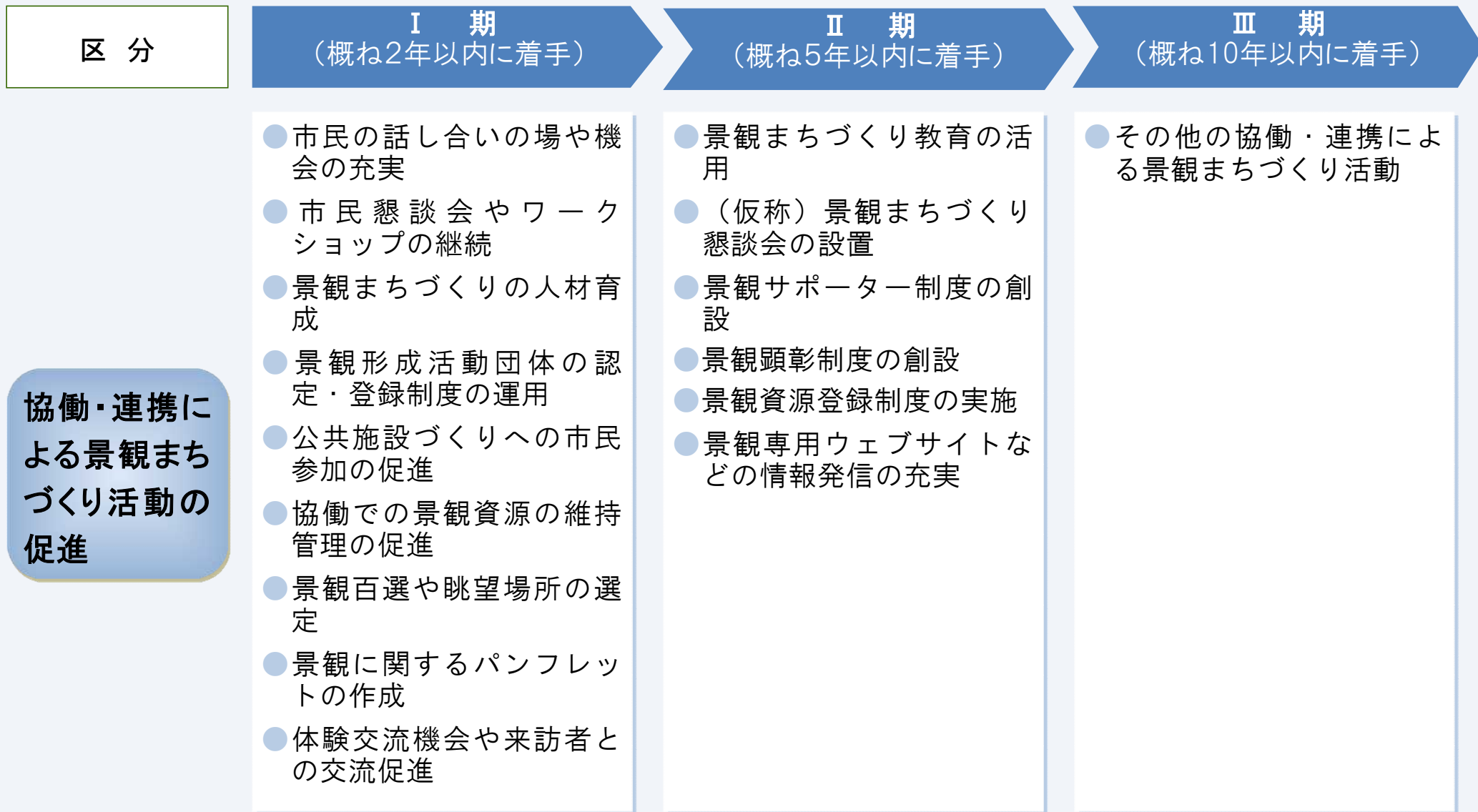
3 景観施策の段階的な取り組みの推進

上野原市の景観まちづくりは、景観計画策定後の当面10年先を見すえ、先導的に取り組まなければならない施策を抽出し、段階的な取り組みを積み重ね、成果を着実に目にみえるものにしていきます。



■協働による先導的な景観まちづくりの推進

3 景観施策の段階的な取り組みの推進



■協働による先導的な景観まちづくりの推進

3 景観施策の段階的な取り組みの推進

区分	Ⅰ 期 (概ね2年以内に着手)	Ⅱ 期 (概ね5年以内に着手)	Ⅲ 期 (概ね10年以内に着手)
行政の体制や 仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none">● 行政窓口の充実● 市職員の意識の向上と人材育成● 行政推進体制の充実、関係機関との連携強化● 上野原市都市計画審議会の拡充	<ul style="list-style-type: none">● 景観協議会の設置検討● 景観形成の助成制度の充実● アダプトプログラムの活用● (仮称) 上野原市公共施設デザインガイドラインの作成● サイン整備計画の見直し● (仮称) 上野原市屋外広告物条例の検討	<ul style="list-style-type: none">● 上野原市景観アドバイザー制度の創設● 景観に関するルールづくりの推進(景観協定、地区計画、緑地協定、建築協定等)
先導的な景観 まちづくりの 推進	<ul style="list-style-type: none">● 景観重要公共施設の指定● 景観形成推進ゾーンの取り組み● (仮称) 上野原市フットパスプロジェクトの取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定● 景観形成重点地区の指定● 市民プロジェクトの取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 景観農業振興地域整備計画の策定● 甲州街道の歴史的景観保全指針や眺望景観の指針づくり● 文化的景観の選定の取り組み

ご清聴ありがとうございました。